

2013.11.28：平成25年第4回定例会（第1日） 本文

○田中しゅんすけ議員 おはようございます。自由民主党の田中しゅんすけです。ただいまから、通告に従いまして、自由民主党の一般質問を行います。

まず初めに、「いじめ防止対策推進法」についてお尋ねいたします。

本年第183回通常国会において、いじめ防止対策推進法が成立し、6月28日に平成25年法律第71号として公布されました。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることにかんがみ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めたものであります。

そして、平成25年10月11日、文部科学大臣の決定を受け、国の基本方針が策定され、東京都教育委員会から各市区町村の教育長あてに法第12条「地方いじめ防止基本方針」の策定に努める旨の通知がなされました。

この第12条の条文は、「地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例などの形で、地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましい。地域基本方針は、当該地方公共団体の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載することが想定される。

例えば、いじめの防止等にかかわる日常的な取り組みの検証・見直しを図る仕組みを定めたり、当該地域におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取り組みを具体的に定めたりするなど、より実効的な地域基本方針とするため、地域の実情に応じた工夫がなされることが望ましい。また、より実効性の高い取り組みを実施するため、地域基本方針が、当該地域の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、地域基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

なお、地域基本方針は、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものであることから、都道府県の場合は私立学校も対象に含めて作成することが求められる。また、国立大学に付属して設置される学校や、市区町村が私立学校をどう扱うかについては、それぞれの地方公共団体において、地域の実情に応じ判断する」と記されています。

板橋区でも、2011年10月に滋賀県大津市の市立中学校に通う中学校2年生の男子生徒が飛び降り自殺をした問題を機に、平成24年7月に「いじめの実態把握のための緊

急調査」を実施し、その結果、小学校では、いじめと認知した件数が181件、さらにはいじめの疑いがあると思われた件数が168件あり、合計で349件、中学校ではいじめと認知した件数が26件、いじめの疑いがあると思われる事例は165件あり、合計で191件もの報告がなされたのは記憶に新しいところであります。

この緊急の調査結果を重く受けとめ、ここ板橋区では、いじめは絶対に許さないという強いメッセージを発信するために、この法の理念に基づき、条例として「地方いじめ防止基本方針」を定めるべきであると考えますが、教育長のご見解をお示しください。

また、この条例をより実効性の高い条例とするためにも、議会側からの提案を参酌していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

そして、学校へはいじめ防止等の対策のための組織を置くものとし、重大事態発生時には学校の設置者またはその設置する学校のもとに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査を行うものとされております。

さらに、報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告にかかわる重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができるとあります。

先日も、足立区で3年前に自殺した生徒の事件で、同区の第三者調査委員会は、「長期にわたる言葉のいじめが自殺の一因だった」とする報告書を近藤区長に提出されたことが新聞に大きく報道されました。

いじめの問題は、複雑な要素が重なり、解明することが非常に困難になってしまうことが往々にしてあります。だからこそ、板橋区はいじめがいじめの芽の段階できちんと学校の現場で対応できる体制を整え、大きな事態にならないように対策を講じなければなりません。

改めて坂本区長のご見解をお聞かせください。

続きまして、「あいキッズ」の新制度についてお伺いいたします。

あいキッズ事業は、全児童対策として、区内小学校の児童に放課後に安心・安全な居場所を提供するとともに、遊び、文化、スポーツなどの体験を通じて児童の健全育成を図っており、「一般登録」と「学童登録」の2つの区分を設けて、保護者が就労等を果たしている家庭の子育て支援も行われてきました。

そして、制度導入から5年がたち、当初の目的を果たしつつあるとともに、区分が分かれていることで、児童にとってプログラムや遊び相手が制約されたり、保護者から制度がわかりにくいとの声が寄せられたりしていたため、「一般登録」と「学童クラブ登録」の区分制を廃止して1つの区分とし、登録区分ではなく学齢期に応じた健全育成を図ることで学校教育と一貫性のある育成に取り組み、また効果性・効率性を高めて持続可能な制度へ見直していくものだと説明がなされました。

そこで、お尋ねいたします。

まず初めに、この条例案を作成するに当たり、現在に至るまで、あいキッズという1つの事業体にもかかわらず、板橋区として子ども家庭部と教育委員会という2つの部署にまたがり運営がされてきました。そのことがもととなり、それぞれの区分に届け出が必要であったり、同じ学校の校庭にしながら、登録の違いで行動範囲が制限をされてきたことも事実でありました。そして、この5年間、事業を運営していく中で、さまざまな課題が見えていたはずですが、

今回、提出された新制度は、子ども家庭部と教育委員会で抱えていた課題を検証し、問題点の整理がなされ、つくり上げられたものだったのでしょうか。

2点目に、新制度を作成し、条例案として議会に上程されるまでの手続があまりにも性急であったように感じますが、いかがでしょうか。

3点目に、手続を急いだことにより、区民、特に利用者への説明が不十分だったからこそ、ことさら不安をあおってしまったのではないのでしょうか。

4点目に、場所の確保や大規模校への対策、要支援児への対応、指導員の配置基準など、さまざまな課題はなお多く、具体的な項目については規則として検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

何よりも、利用するすべての児童が安全で安心して利用できることを最優先に考えた制度にさせていただけるよう強く要望し、次の質問に移ります。

この項の最後の質問になりますが、社会科見学についてお尋ねいたします。

私は、前職、国会議員の秘書をしており、国会での業務の一つとして板橋区内の区立小学校の受け入れを数多くしてまいりました。

国会見学は、各小学校の先生方から依頼を受け、国会内の参観係に申し込みを済ませます。参観日当日は、参観係で見学の手続を済ませ、パンフレットを受け取り、児童とともに衛視さんの案内で本会議場傍聴席、御休所、皇族室、中央広間、国会議事堂の正門前で記念撮影というコースでした。

国会で仕事をしていると日常にある光景でしたが、板橋区役所では見学会の児童・生徒を目にする機会が一度もなかったため確認をしたところ、平成24年度に本会議場を見学した小学校は、加賀小学校・赤塚小学校・高島第五小学校の3校で、参加児童数は209名、平成25年度は加賀小学校・赤塚小学校・上板橋第二小学校の3校で、200名の参加でした。板橋区内の小学校は53校あるので、ここ2年でわずか4校の見学にとどまっています。

社会科という教科は小学校3年生から新しく学ぶ教科で、まず初めに板橋区の様子や人々の仕事や暮らしの様子を学ぶことになっています。板橋区役所・板橋区議会を見学することは、身近な地域の役割や社会の仕組み、そしてさまざまな仕事の内容を学習する第一歩になると思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、区内中学校の生徒にも見学の機会をとらえ、板橋区役所・区議会見学を行う

べきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、公共施設等の整備に関するマスタープランについてお尋ねいたします。

板橋区は高度成長期、人口の急激な増加に伴い、488の公共施設を整備してきました。また、近年は必要な改修・改築と並行し、区民の安心・安全を最優先に定め、学校等をはじめ公共施設の耐震化を優先して実施し、完了してきました。

しかし、これらの区が保有する多くの公共施設が建設から30年以上経過し、改築や大規模改修の時期を迎えていることから、今後、公共施設の維持管理経費は大きな財政負担になることが予測されます。さらに、公共施設の耐用年数は60年にも及ぶため、新築・改築を行う場合は中長期的な視点が不可欠となり、公共施設等の整備に関するマスタープランが新たな基本方針として示されました。

それに伴い、板橋区は今年7月にパブリックコメントを実施し、10月の特別委員会で報告をされました。パブリックコメントで出された意見に、「地域住民の合意形成も担当する専管組織ができれば」や「縦割りの弊害で、集約化がうまく図れない可能性がある。また、改築するための仮設場所を効率よく確保するなどの判断も、区全体を俯瞰的に見る組織が必要になると思う」や「施設管理をする部門、財政部門、財産管理を行う部門が情報を共有しながら保全・管理していく体制が必要だと思う」という意見がありました。

私がかねてから、庁内での横断的な議論を推進し、取りまとめ、マスタープランのマネジメントを行う専管組織の整備が必要であると考えておりましたが、ご所見をお示ください。

また、今後の流れとして、今年度から2か年を目途に4つの施設種別、集会施設・高齢福祉施設・児童福祉施設・学校関連施設について個別整備計画を策定し、それぞれの所管で平成25年度に施設種別ごとにあり方や方針等について、平成26年度に複合化・集約化の可能性や改修・改築工事の優先順位について検討を行い、それらの検討結果を平成27年度の早期に取りまとめ、平成28年度を初年度とする次期基本計画の策定作業に反映させていくこととなっています。

武蔵野市のファシリティマネジメントへの取り組みからもわかるように、早期の基本計画の策定が急務であることは明白であります。本区もスピード感を持って事業を整備していかなければ、1年遅れるごとにさらに多くの税金を投入する結果となってしまいますので、一日も早い対応をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

次に、就職活動サポート事業についてお伺いいたします。

板橋区は、就職活動をサポートする事業として、キャリア・カウンセリング、いたばし若者サポートステーション、就職面接会、就職支援セミナー、板橋区若者サポート事業、ものづくり体験教室の事業を展開し、取り組んでおります。

中でも、若者の正規雇用への道は険しく、就職も進学もせずに高校を卒業する「進路未決定者」は、2012年度の調査で5万1,000人を超えており、ニートや引きこもりの原因となっています。

国としても緊急雇用創出事業を立ち上げ、本区においても「板橋若者就職サポート事業」として取り組みを進めております。

また、横浜市では、高校生の就職支援の先進的な取り組みとして、「バイターン」という制度を始めています。「バイターン」とは、アルバイトとインターンを合わせた造語で、地元企業の協力を得て、生徒に有給で職場体験をさせ、卒業した後も学校側が就職を支援する有給職業体験プログラムのことです。

生産年齢人口が減少する中、一人でも多くの若者を就労へつなげていくことは、板橋区のみならず、国の課題でもあります。板橋区でも、このようなバイターンという先進的な取り組みを踏まえ、若者に対する就職率の向上に対し、どのようなお考えをお持ちでしょうか。そのご見解をお示してください。

次に、親の一日保育士体験についてお尋ねいたします。

この事業は、昨年、区制施行80周年の記念事業の一つとして子ども家庭部で実施した2012赤ちゃんの駅から始まるフォーラムで、松居和さんの「親の一日保育士体験」の講演を受け、親の子育て力アップ、次世代育成推進行動計画に上げられている親育ちと親支援の充実、親としての自立の推進につながる保育サービス課の事業として立ち上げられました。

また、事業内容は1クラス1名で、時間帯は9時から4時半までとなっておりますが、この部分は保護者の事情を考慮していただけるようで、4月から翌年3月までの土・日祝日を除き年間を通し実施される事業です。本年度は試行期間として開始され、区立保育園園長会において要領の作成、確認事項、保護者向けお知らせポスター、チラシ作成を行い、7月より各園の状況に合わせて実施されております。

保護者が一日保育士を体験することにより、日常から感じている育児の不安や悩み、ほかの子どもたちとの過ごし方、小学校に上がる前の集団で生活をしていく準備の場を体験できることと、保育園の園長先生や保育士の方々の保育にかける思い等を感じることができるのではないのでしょうか。現に、体験した大半の保護者から、楽しく一日体験できたことや、子育てやかかわり方の参考になったこと、給食を食べ、一日、子どもたちと過ごすことで保育園への信頼につながるとの声が多く寄せられているそうです。

そこでお尋ねいたしますが、この「親の一日保育士体験」事業は、まさしく板橋区が力を注ぎ取り組まなければならない事業の一つであると考えておりますし、平成26年度から本格実施される事業でもありますので、区長のこの事業にかける思いをお聞かせください。

また、私立保育園へも実施に向けていく計画だとお聞きしておりますが、そのスケジュールをお聞かせください。

次に、行政書士名札表示版の設置についてお伺いいたします。

先日、行政書士による「区民のための無料相談会」を視察させていただきました。当日は、グリーンホールの1階ホールを使用し開催されましたが、土曜日ということもあり、

大勢の区民の方が相談に訪れていました。そして、相談時間は午後1時から4時までとなっておりますが、4時を過ぎても相談ができず順番を待っている方が会場入口付近で待機しており、何とか一人でも多くの方の相談に対応しようと、受付で用意したテーブルまでを利用し、区民の方の相談に応じていました。しかし、会場の利用時間は午後4時半までですので、4時20分には相談の区切りをつけなければならない状況でした。そのため、94人、相談で会場に来訪されたうちの10名の方は時間が足りず、お帰りいただいたそうです。

また、毎月第1・第3金曜日に、情報処理センターで「書類作成相談」として区民の方々の相談にも対応をしていただいています。最近では、特に「権利義務及び事実証明」に関する相談が増えており、具体的には「遺産分割協議書をはじめとする相続関係書類の作成」、「契約書の作成」、「内容証明郵便による権利義務の意思表示書類作成」、「遺言書の作成」、「示談書の作成」、「種々の請求書の作成」等で、区民にとっても大変身近なものであると同時に、各法令に基づき書類を的確に作成しなければなりません。

さらに、行政書士会板橋支部の支部長あてに、たびたび区民事務所や区の関係機関から連絡があり、「行政書士の方に手続きについて相談をしたいという方がここにいらっしやっています、紹介してもよろしいですか」という内容の問い合わせが来るそうです。実際に、区民の方々がご自身が抱えている問題をだれに相談すればいいのか、悩まれる方は大勢いらっしやるはずです。

このような現況を解決するには、区役所内に行政書士の表示版を設け、行政書士の名前と連絡先を表示することが利用する区民の方々へのサービスの向上につながることで考えますが、区長の見解をお示してください。

なお、この件に関しては、板橋区のみならず、東京都内の各市区町村でも同様に地域の方々の悩みが挙がっていることが推測されますし、既に渋谷区・目黒区・墨田区・杉並区・中野区・八王子市では設置がなされております。また、どうしても設置ができないというのであれば、ほかの対策をお考えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

続きまして、板橋Cityマラソンについてお尋ねいたします。

2014板橋Cityマラソンが来年3月23日日曜日に開催され、申し込みも今週の月曜日、11月25日から受付が始まりました。このマラソン大会は、1万5,000人のランナーが参加する、板橋区で開催されるスポーツ大会では最も大きな大会であり、この大会を支える運営関係者も1,000人を超える大会スタッフにより運営をされております。

この大会のマラソンコースは荒川の河川敷で、アップダウンが少なく、初めてのフルマラソンに挑戦する方でも走りやすいコース設定になっていますが、走っている最中の体調の変化や転倒等によるけがは発生しております。大会運営事務局としましても、救護本部を設け、そのほかに医師待機所、北支部、足立支部、西新井支部、堀切救護、墨田支部、江戸川支部の各拠点にテントブースを設置し、医師、看護師、柔道接骨師の医療従事者の方々を中心に対応に当たっていただいております。

そして、この救護の対応に当たられた医療従事者の方々に大会運営費から謝礼が支給されていますが、柔道接骨師の先生方には、大会当日のお弁当のみの支給だけになっています。板橋区柔道接骨師会からは、板橋C i t yマラソンに10年前からお力添えをいただき、毎年18名に上る先生方のご協力をいただいております。

さらに、2013年の大会で救護所を訪れた競技者の疾病は全体で281件あり、内訳を見ると、1番目に足・膝・腰等の関節痛が95件、2番目に筋肉性疲労で32件、3番目に筋けいれんの26件となっており、上位3番目までで153件に上り、疾病全体の55%を占めております。この数字を見るだけでも、柔道接骨師会の方々のかかわりは大変重要であり、応急処置を施していただいた後、自力歩行できない方へは車に搬送したり、自家用車までお連れしていただいているとのことでした。

また、今後、起こり得る大規模災害を想定し、極力若い先生方にも参加を呼びかけ、マラソン大会での救急現場を体験することにより、災害が発生したときの対応へつないでいきたいと考え、取り組まれているそうです。

2013年の板橋C i t yマラソンの決算を調べてみると、歳入が1億3,756万6,338円で、歳出が1億2,520万4,444円であり、差し引き1,236万1,894円が2014年大会に繰り越されます。この数字を見ると、柔道接骨師会への支給は難しいことではないと考えられますが、いかがでしょうか。

次に、選挙についてお伺いいたします。

私は、昨年12月の衆議院選挙、今年6月の東京都議会議員選挙、7月の参議院選挙と、1年のうちに3回もの選挙の開票に立ち会いました。中でも7月の参議院選挙は、今後の課題が数多く浮き彫りになった開票作業だったのではないのでしょうか。

開票所に運ばれた投票箱の第7投票所の比例代表選出の投票箱の上ぶたが施錠されていなかったことから始まり、23時30分に他候補の混入票が見つかり、24時にはさらに他候補の混入票が相次いで発見されました。

そもそも混入票を発見した立会人は、初めから各候補の票を一枚一枚、確認しており、現行の開票作業に疑念を持っていました。本来、開票立会人の役割は、「開票管理者と一緒に、公正な開票が行われ、また適正な事務執行が行われているかを見守る方」と定義されています。この定義に基づき、立会人に速やかな確認作業を促していくことが選管事務局の役割ではなかったのでしょうか。

そして、事態はさらに悪化の一途をたどり、ほかの立会人も一票一票、票を確認する事態に陥り、投票日翌日の午後12時半に開票作業が終了しました。実に17時間にわたる開票作業となってしまいました。

なぜこのような最悪の事態になる前に事務局として対応ができなかったのでしょうか。それは、初期の段階から説明責任が果たせないまま作業を進めていってしまったからではないのでしょうか。たとえ1人の立会人が疑義を抱き、故意に作業を遅らせていたとしても、ほかの立会人に法的根拠を示し、迅速な開票について理解を求めることはできたはずでは

ないでしょうか。選管事務局として法的根拠を示すことができないのであれば、今回の事例を踏まえ、弁護士等の法律の専門家を配置すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、本区は他の地域と比べ、開票結果が確定するのが遅く感じられます。その理由として、中間発表と最終発表とで当落の逆転現象を起こさないよう一時作業を止め、一定の票にまとめて発表しているのでは時間がかかると説明を受けましたが、平成23年に執行された区議会議員選挙でも、4名の候補者が逆転現象により当落が変わっております。であるのならば、一定の横並びの票を発表するのではなく、別の方法で発表ができるようにすべきであると考えますが、ご見解をお示しください。

続きまして、地域課題についてお尋ねいたします。

まず初めに、都市計画道路補助87号線の進捗状況についてお聞きいたします。補助87号線は、中山道から板橋産連会館、仲宿を通り、帝京大学病院、稲荷台を抜け、北区の補助85号線につながる道路で、昭和39年2月7日に都市計画として決定し、延長930メートル、幅員18メートルの計画です。そして、延長930メートルのうち、石神井川にかかる御成橋から北区境の370メートル、帝京大学前300メートルと財務省宿舍前の70メートルは、第三次事業化計画優先整備路線に指定され、早期開通を目指すものとされています。

第三次事業化計画優先整備路線とは、平成27年度までに着手、もしくは完成すべき路線と定められておりますが、ここで質問をさせていただきます。帝京大学前は、特に帝京大学医学部附属病院が災害時における中核拠点病院として指定をされておりますが、現在は一方通行で、御成橋から稲荷台にしか抜けられません。せめて、この部分は双方向通行ができるための整備が必要であると考えますが、いかがでしょうか。また、その区間以外の計画についての整備スケジュールが決まっているのならば、そのスケジュールをお示しください。

次に、東京都健康長寿医療センター移転に伴う横断歩道等の整備についてお伺いいたします。健康長寿医療センターは、今年の6月に現在の場所に移転されました。以前まであった正門前には、横断歩道が3本と信号機が設置されており、施設を利用する人たちの安全が確保されておりました。しかし、今年の6月の移転に伴い、新しい正門、移転前は南門があった場所の前に横断歩道が1本新設されただけで、信号機等の整備はなされていません。養育院通りは、朝の通勤時間帯は中山道から川越街道に抜ける抜け道として車の交通量が増え、さらに信号機がないため、医療センターの駐車場に右折をしていく車が多くなり、交通集中が起きています。健康長寿医療センターを利用する方は、病院名のとおり、ご高齢の方が多く、ガードパイプもないため、横断歩道を引いていないところから横断をされる方が多く見られます。私も、都議会議員を通じ対応を働きかけておりますが、板橋区としても東京都に対し働きかけをしていくべきであると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、オリンピックに向けた取り組みについてお伺いいたします。皆さんもご承知のとおり、今年の9月7日、日本時間8日に、アルゼンチン・ブエノスアイレスで開催され



た国際オリンピック委員会（IOC）総会にて、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定しました。この開催が決定した9月8日は、ここ板橋区役所周辺では、氷川神社のお祭りで、近隣18町会はまさにお祭り一色でした。私も、お神輿を担ぐために参加していましたが、お会いする方ほとんどが、「オリンピックが東京に決まって本当によかった。2020年まで元気で生きなくちゃ」と、満面の笑みで口々におっしゃっていました。私は、この言葉を聞いたとき、改めてオリンピックがもたらす影響の大きさを感じさせられました。

そこで、お伺いいたします。日本オリンピック委員会（JOC）では、IOCの規定に基づき、東京都とともに大会の組織委員会を設立し、組織委員会が大会の開催のためのさまざまな準備を進めることとなりました。東京都スポーツ振興局では、新たなオリンピック・パラリンピック大会準備部を平成25年10月1日付で発足し、2020年開催に向けた準備が本格化されていますが、板橋区としてオリンピックに向けた独自の取り組み等がございましたら、お示してください。

また、このオリンピックに向けた取り組みの1つとして、地域の商店街の活性化とあわせた新しい企画は考えられないでしょうか。例えば、宮本町にある板橋イナリ通り商店街は、お隣、北区にあるナショナルトレーニングセンターから徒歩5分に立地していることもあり、イナリ通り商店街のお店で食事をする選手や、商店街内にある稲荷神社で必勝祈願をする選手の姿がしばしば見られるそうです。このような状況を活かした取り組みを何か考えられないのだろうかと思案したところ、そもそもオリンピックのシンボルマークである5つの輪は、どのようなコンセプトで描かれたのか、また、なぜ「ごりん」と表現したのか、調べてみました。

まず、五輪のマークは、世界五大陸、南北アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、アジア、オセアニアをあらわしており、また、シンボルマークの色は、青、黄、黒、緑、赤の色で五輪を描き、下地の白を加えると、世界の国旗のほとんどが描くことができると、考案者であるオリンピックの創始者、ピエール・ド・クーベルタン氏は書き残しているそうです。

そして、「ごりん」という表現は、読売新聞の運動部記者の川本さんが、ベルリン大会の後、「オリンピック」という言葉が多く使われ始め、長い外国語だったので、略語を考えていた際に、5つの輪で「ごりん」と表現し、紙面で使い始めたことが始まりだそうです。近ごろ、「りん」という言葉を聞くと、板橋の花、二輪草、二輪草といえは「りんりんちゃん」と連想してしまうのは私だけでしょうか。

ご承知のとおり、「りんりんちゃん」の頭に二輪草が生えています。「生えている」という表現が適切かどうかはさておき、選手の皆さんに縁起担ぎのグッズとして、「りんりんちゃん」を3つセットにし、1つは金メダルをしている「金りんちゃん」、2つ目は銀メダルをしている「銀りんちゃん」、3つ目は銅メダルをしている「銅りんちゃん」とネーミングして発信するのです。このグッズを選手が身につけることにより、マスコミの取材や口コミを通じ、板橋のPRができるのではないのでしょうか。

また、そのグッズを近隣の商店街で取り扱っていただくことにより、選手の方はもとより、取材で訪れるマスコミ、選手を応援する板橋区内外の人たちが最寄りの都営三田線の板橋本町駅などを利用していただくことにより、商店街に人の流れを引き寄せることができるのではないのでしょうか。ぜひ、この企画をご検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。これから先、板橋区として何を発信するのか、何を表現するのか、そして、どう見せるのかを考え、私たちは行動しなければならないのではないのでしょうか。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手する人あり)